

## 災害による特定入居事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市営住宅条例（以下「条例」という。）第5条第1号の規定による入居の承認に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 条例第5条第1号に規定する「災害」とは、地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象又は火災をいう。

### (申込資格)

第3条 申し込むことができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 条例に定める入居者資格を備える者
- (2) 申込み前3月以内に本市内で災し、その居住する住宅に居住できなくなった者又は申込み前1年以内に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける区域内において同法の適用を受ける原因となった災害で災し、その居住する住宅に居住できなくなった者。ただし、当該住宅が、自己の所有に係る場合にあつては、自己の資力により住居の確保が困難である者
- (3) 火災の場合において、故意又は重大な過失が認められない者

### (入居住宅)

第4条 入居させる市営住宅は、申込時において使用可能な空き家住宅とする。

### (申込みの手続)

第5条 災害による特定入居の申込みにおいて、規則第3条の2第1項第6号の市長が必要と認める書類は、官公署が発行するり災証明書その他第2条の災害の被害を受けたことを証する書類とする。

### 附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和元年9月9日から施行する。